

参院選

重

点

政

策



希望が、ゆきわたる国へ。

公明党

# 希望が、 ゆきわたる国へ。

参院選で公明党は、「希望が、ゆきわたる国へ。」を掲げます。

いま日本に必要なことは、景気に力強さを与え、その実感を「家計」へ届けること。

日本全体の成長力を底上げしていく大胆な政策展開や安定した外交力が求められています。

そして、若者や女性、国民一人ひとりが輝き、活躍できる希望社会を実現することです。

暮らしの現場にあって、働き方の仕組みを変え、保育や介護に安心できる福祉人材の確保などを推し進め、人口減少・少子高齢化という日本の構造的な問題に立ち向かわなければなりません。

大震災からの復興をはじめ、国民の生命と財産を守る防災・減災対策にも全力を挙げてまいります。

この国の隅々にまで、「希望」の実現をゆきわたらせることが、私たちの思いです。

公明党には、「大衆とともに」の立党精神や「現場第一主義」の行動力があります。

そして、国会議員と地方議員のネットワークの力が、地域の小さな声を政治に届けています。

参院選の重点政策では、公明党が存在する安定政権で引き続き、国民の暮らしを守り、

希望ある日本の未来を開いていくことをお約束します。



## CONTENTS

2

### 1.景気に力強さを。実感を「地方」「中小企業」「家計」へ

- 1 力強い日本経済へ
- 2 成長戦略で日本を元気に
- 3 地方経済を活性化
- 4 中小企業を強力にバックアップ
- 5 農林水産業の成長産業化
- 6 収入アップの実現
- 7 子育て家庭への支援(負担軽減策を拡充)
- 8 科学技術・文化芸術・スポーツ
- 9 環境・エネルギー戦略

8

### 2.若者・女性が活躍できる希望社会へ

- 1 長時間労働の是正、有給休暇の取得促進
- 2 仕事と子育て・介護の両立を進める環境整備と職場復帰支援
- 3 保育所、放課後児童クラブの待機児童ゼロの推進
- 4 返済不要の「給付型奨学金」の創設、無利子奨学金の拡充、就学援助
- 5 結婚支援、新婚世帯の生活支援
- 6 若者政策を担当する大臣・部局の設置・明確化、被選挙権年齢引下げめざす
- 7 教育の充実と学校環境の整備促進
- 8 障がい者の活躍
- 9 人権、性的マイノリティーの支援
- 10 寄付文化などの推進

13

### 3.安心できる社会保障実現へ

- 1 保育や介護従事者の賃金引き上げなど処遇改善、キャリアアップ支援
- 2 業務負担の軽減と生産性の向上
- 3 再就職支援や資格試験制度等の見直し
- 4 健康・活動寿命の延伸
- 5 地域包括ケアシステムの構築
- 6 がん対策の強化
- 7 難病対策の推進
- 8 アレルギー疾患対策の推進
- 9 総合的な肝炎対策を推進
- 10 再生医療の安全性確保と推進
- 11 感染症対策の推進
- 12 無年金者対策の推進
- 13 低所得の年金受給者への支援強化
- 14 被用者年金の適用拡大等
- 15 低所得高齢者の介護保険料の負担軽減
- 16 自殺防止対策

17

### 4.平成28年熊本地震、東日本大震災からの復興へ

- 1 平成28年熊本地震からの復旧・復興の加速化
- 2 新しい東北の展望を開く「復興・創生」を推進
- 3 東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策を安全、着実に実施
- 4 「福島イノベーション・コースト構想」の実行による雇用創出と地域再生
- 5 多様化する自然災害に対する強い国づくり
- 6 地域防災力の向上と、防災拠点の整備

19

### 5.安定した平和と繁栄の対外関係

- 1 「核兵器のない世界」の実現
- 2 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」と「人間の安全保障」の推進
- 3 成長力を高める経済外交の推進と平和安全法制の着実な運用
- 4 日米関係の強化
- 5 日中、日韓関係の改善
- 6 アジア太平洋地域の平和と繁栄の構築
- 7 北方領土問題解決へ向けた取り組み
- 8 北朝鮮問題解決へ向けた取り組み

21

### 6.政治改革と行財政改革

- 1 政治資金規正法の監督責任の強化
- 2 公会計改革と財政の見える化
- 3 行政サービスの向上と効率化





# 1 景気に力強さを。実感を「地方」「中小企業」「家計」へ

—収入アップ、個人消費の喚起を

## 1 力強い日本経済へ

●中長期的に、実質GDP成長率2%程度、名目GDP成長率3%程度を上回る経済成長の実現をめざします。

●「成長と分配」の好循環の実現に向けて、特に、停滞する消費マインドを転換するため、プレミアム付商品券・旅行券等の発行、全国規模のセールイベントの実施などについて検討し経済対策を実行します。

●TPPを契機として、中小企業の海外展開や農林水産物輸出額1兆円の実現、低炭素技術の市場拡大、インフラの戦略的輸出など海外の潜在需要の獲得に向けた政策を総動員します。

●経済の好循環を地域へ暮らしへと行き渡らせるため、賃金・可処分所得の引き上げや人材等への投資の拡大をめざす金融・財政政策を引き続き推進します。また、成長戦略をはじめとする構造改革を進めるとともに、消費を喚起する施策を含む経済対策を講じるなど、機動的かつ大胆な経済政策で「経済の好循環」を確かなものとしします。

●リニア中央新幹線の計画を前倒し、整備新幹線の建設を加速します。

●同一労働同一賃金の実現に向け、非正規労働者の時

間当たり賃金を正社員の8割程度（欧州並み）に引き上げることをめざすとともに、仕事と子育て・介護の両立を進める環境整備と職場復帰支援を進めます。

●国際経済の状況を踏まえ、また、デフレ脱却をはじめ経済の好循環を確かなものとするため、消費税10%への引き上げは延期し、2019年10月から実施します。消費税率10%に引き上げと同時に飲食料品等にかかる「軽減税率」制度を円滑に実施します。円滑な導入に向けて、対象品目の線引きや経理方法について分かりやすい情報の提供、中小・小規模企業のレジシステム対応への支援策を講じます。

●子育て支援、年金、医療・介護の社会保障の充実については、赤字国債に頼ることなく、これまでの経済政策による果実を活用することを含め、財源を確保しつつ、可能な限り実現をめざします。

●財政健全化目標は堅持します。

●車体課税については、消費税の引き上げを再延期することを踏まえつつ、自動車ユーザーの負担軽減、簡素化の観点を含め見直しを検討します。

## 2 成長戦略で日本を元気に

●2020年に4000万人、2030年に6000万人の訪日外

国人旅行者達成をめざし、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、航空ネットワーク拡大、宿泊施設や公衆無線LANなどの整備を進め、全国各地への誘客と消費を拡大し、質の高い観光立国を実現します。

●成長戦略の柱として、日本人の国内観光を活性化させるために、観光地の再生・活性化に取り組むとともに、有給取得率の向上や休暇取得の分散化など家族が休暇をとりやすい制度の導入による観光需要の平準化などの休み方改革を推進します。あわせて、高速道路の割引料金の見直し、日本人向け鉄道フリーパスやプレミアム付旅行券の発行など新たな国内観光の効果的な需要喚起策を検討し、実施します。

●第4次産業革命に対応するため、IoT、人工知能、ビッグデータなど重点分野の研究開発を官民挙げて推進し、2020年度までに研究開発投資の対GDP比4%以上をめざします。

●2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、国民の健康維持・増進の観点も含め、スポーツの振興やスポーツ産業の活性化による「スポーツ立国・日本」を構築します。また、スポーツ産業の活性化・競争力強化を図るため、スポーツと観光、テクノロジー等の他産業との融合などの支援策を講じます。

足もとの日本経済は、経済再生・デフレ脱却に向けた基調にはあるものの、新興国経済の成長の鈍化や、原油価格の急落などを背景にした国際金融情勢の不安定化などにより、最近の世界経済は不透明感が増しているほか、人口減少などの社会構造的な要因によって、企業収益の賃金や設備投資への波及が遅れています。こうした世界経済の不安定さと先行きリスクを回避するため、消費税引き上げを延期することとしました。

経済成長の果実は地方へ、中小企業へ、家計へと回りつつありますが、「成長と分配の好循環」が、一層機能するよう構造改革を断行し、将来の成長を生み出す民間投資を喚起するなどの政策を実行していく必要があります。

そのため、潜在成長率を底上げする成長戦略を着実に実行し、観光など内需拡大の取り組みと地方創生の取り組みを連動させることによって、地域の雇用の安定と日本経済の成長を確かなものとする経済財政運営を行います。

●文化をビジネスとして成長させるために、伝統行事の通年度化支援や、文化財の解説の多言語化による情報発信、適切な修理、美装化、文化施設の機能強化など文化財への戦略的投資等を推進し、「文化財で稼ぐ」ための基盤を整備します。

●我が国の町工場が持つ世界トップレベルの技術力が支える航空・宇宙や海洋等の研究開発を推進し、中小・小規模事業者の力を最大限引き出します。

●多様な経済活動の生産性確保のための自動走行技術を実装した自律型モビリティシステム（電気自動車、電動車いす）の実現をめざします。

●大型国際共同研究プロジェクトILC（国際リニアコライダー）の日本誘致と建設を視野に高エネルギー加速器に関する技術開発を行います。

●貿易・投資の国際中核拠点の構築に向けて、港湾整備等による我が国への寄港維持・拡大、物流にかかるコストやリードタイム（所要時間）の最小化を図るとともに、対内直接投資の拡大に向けた外国企業に対する規制・行政手続きの簡素化等の環境整備を進めます。

**3 地方経済を活性化**

● 経済の好循環を地域へ暮らしへと行き渡らせるため、賃金・可処分所得の引き上げや人材・技術開発・設備等への投資の拡大をめざす金融・財政政策を引き続き推進します。また、政労使協議を通じた経済界への働きかけを強化します。

● 地方創生の実現に向けて、地域の大学や中小企業が持つ技術力を基にした画期的な科学技術イノベーションを創出し、地域経済の活性化につなげます。また、我が国が持つ優れた技術を基にした経済成長の実現に向けて、全国規模での産学官連携を加速します。

● 中山間地域等における地方創生の取り組みとして全国3000カ所の「小さな拠点」づくりを進めるとともに、コミュニティービジネスの活性化などに向けて、多様な人々の多様な活躍・就労の場づくりのため新たな法人制度を創設します。

● 高齢者等の地方への移住による多世代交流型の「生涯健康のまちづくり」を全国500カ所で進めます。

● 地域イノベーションの好循環を作り上げるため、政府関係の研究・研修機関等の地方移転を進めます。

● 雇用の場を確保し、地域密着型企業を立ち上げる「ローカル1万プロジェクト」を推進し、1500自治体での取り組みを進めます。

● ストック効果の高い社会資本の整備に戦略的に取り組みます。これからの社会資本整備は、老朽化対策とともに、中長期的に地域社会や経済にもたらす効果（ストック効果）を最大化するため、「賢く投資・賢く使う」インフラマネジメント戦略に転換し、経済と財政の一体的再生に貢献します。

● 地域に密着した郵便局を高齢化社会・少子化社会における安心・安全・地域振興の拠点として活用します。そして国民のさらなる利便性向上のために限度額をはじめとする、いわゆる上乗せ規制を撤廃するとともに、郵便局ネットワーク維持のための経営基盤強化に資する新規業務の早期認可や税制上の支援などを促進します。

● 相続登記がされていないことにより生じる所有者の

把握が困難な土地や空き家等の問題を解決し、不動産の利活用を推進するため、相続登記に関する国民の負担軽減や専門家の活用を図り、相続登記を促進します。

● 若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活を実現するため、既存住宅であっても資産として適正に評価される新たな住宅循環システムを構築し、リフォーム投資の拡大と住み替え需要を喚起します。

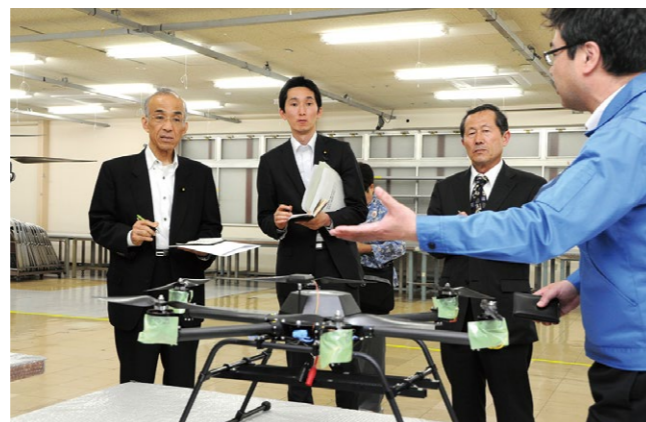
● 人口減少・高齢化の進展に対応し、居住や都市機能のコンパクト化によるサービス産業の生産性向上等により、地域経済の活性化、生活利便性の維持・向上、行政コスト削減などに資するコンパクトシティを推進します。また、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図ります。

**4 中小企業を強力にバックアップ**

● 中小・小規模事業者の下請け等の取引条件の改善に取り組み、適切な利益を確保します。適正な取引とするための「下請ガイドライン」等の周知徹底を図るほか、価格交渉の際に中小・小規模事業者が活用しやすいパンフレット「べからず事例集」等の作成・周知を行うなど実効性の向上を図ります。また、「下請ガイドライン」の対象業種の拡大や内容の充実を図ります。

● 海外展開をめざす中小・小規模企業を支援するため、「新輸出大国コンソーシアム（官民連携組織）」をしっかりと機能させ、海外ビジネスに精通した専門家による総合的かつきめ細やかな支援体制を構築します。

● 人口減少下においても我が国が持続的な経済成長を可能にするため、渋滞の抜本的解消や物流の効率化など「社会のベース」の生産性やICTの導入等による



全産業の生産性を抜本的に向上させる「生産性革命」を強力に推進します。

● 中小・小規模事業者等の経営強化を図り、地域経済を活性化させるため、「よろず支援拠点」の充実など経営相談体制の強化を通じて、経営力向上計画の作成や省エネ投資等の支援を行うとともに、企業が本来持つ「稼ぐ力」の確立をめざします。また、ICT専門家派遣により、ICT投資やICT人材育成を支援します。

**5 農林水産業の成長産業化**

● 「総合的なTPP関連政策大綱」の重要品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）に関する施策を着実に実行し、再生産可能な農業・畜産を維持、発展させます。

● 生産性向上や生産資材価格など生産コストの低減を推進し、所得の向上を図ります。また、地理的表示（GI）を活用した地域産品のブランド化や6次産業化など農林水産業の高付加価値化を推進します。

● 日本型直接支払の拡充や水田活用の予算の恒久化、収入保険制度の創設、担い手への農地集積や基盤整備、新規就農や経営高度化への支援など、若者をはじめ意欲ある担い手が希望を持って農業に取り組めるよう支援します。

● 農林水産物・食品の輸出額1兆円を早期に達成するため、国別・地域別の輸出戦略のもと、ニーズに応える生産・輸出体制の確立、物流の高度化・効率化や輸出拠点の整備、検疫への対応やHACCP、グローバルGAP等の取得などを推進します。

※「HACCP」、「グローバルGAP」は、それぞれ食品安全に関する国際的な認証。日本から海外へ食品を輸出する場合等に必要となる。



● 多様な機能を発揮する都市農業が安定的に持続されるよう、担い手を確保し農業施策を本格的に展開するとともに、生産緑地の指定要件の緩和などの見直しや農地等に係る税制措置を見直します。

● 中山間地域や離島等の条件不利地域の農林水産業の振興や農山漁村の景観維持、生活環境の改善に取り組みます。

● 再造林コストの低減、適切な間伐の実施、路網の整備などを推進して、森林の有する多面的な機能を発揮していきます。また、木材産業の競争力を強化するとともに、公共建築物の木造化、CLTの利用促進、木質バイオマスの利用など新たな木材需要の創出を進めます。

● 広域浜プランに基づくリース方式による漁船の導入、産地施設の再編整備、漁業経営セーフティーネット事業の運用改善など収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。

● 食品に対する消費者の理解と信頼を高めるために、すべての加工食品を対象に原料原産地表示を拡大します。また、チェック・オフ制度（生産者等から拠出金を徴収し、農産物の販売促進等を行う制度。アメリカ等で導入されている）等の導入を進め、PR戦略などを推進します。

● 食品ロス削減に向けて、食品ロス削減目標や基本計画等を策定し、食品事業者の廃棄抑制や消費者への食育・環境教育などの国民運動を抜本的に強化します。

● 誰もが安全で栄養のある食品を、いつでも手にできる「フードセキュリティ社会」の確立をめざします。そのために、例えば食品を必要としている人や施設と食品事業者などをつなぐフードライラインの整備や、災害備蓄食料の活用等に取り組みます。

● シカやイノシシなど野生鳥獣の捕獲の担い手への支援やジビエ（フランス語で、シカやイノシシなど狩猟により捕獲された野生鳥獣の食肉を意味する）利活用推進を一層図るとともに、ICT等を用いた新技術の普及も含め、地域の鳥獣被害対策を推進します。

## 6 収入アップの実現

●同一労働同一賃金を実現し、正社員の6割程度である非正規労働者の時間当たり賃金を、欧州並みの8割程度に引き上げることをめざします。その際、正社員の処遇を引き下げて対応しないよう取り組みます。具体的には、雇用形態に関わらず『合理的な理由』のない不利益取り扱いを禁止する法整備を行うとともに、公正な賃金・処遇制度の確立を図るため、実効性あるガイドラインを早急に策定します。

●能力開発の機会が不足している非正規労働者について、能力開発の機会を充実させ、処遇改善や正社員転換を図るとともに、全国加重平均1000円をめざした最低賃金の引き上げを行うなど、所得向上に取り組みます。

●公明党の提案により実現した「地方版政労使会議」を「地域働き方改革会議」として強化。地域の特性や課題を分析し、賃上げの動きの拡大をめざすとともに、非正規雇用の正社員化・待遇改善、人材育成の促進、地方就職や多様な働き方の推進、長時間労働の是正、有給休暇の取得促進、仕事と子育て・介護等の両立など、地域特性に応じて働き方改革を戦略的に進めます。

## 7 子育て家庭への支援(負担軽減策を拡充)

- 産前産後の国民年金保険料の負担を免除します。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、親の就労支援や、児童扶養手当、生活支援などを拡充します。
- 非正規労働者や年金生活者、子育て世帯、新婚世帯などの住宅困窮者を対象に空き家等を低家賃で提供する「セーフティネット住宅」を100万户整備します。
- 親がいない、または親が育てられない子どもたちに家庭養護を優先し、児童養護施設等においては専門的ケアや自立支援の拡充を図ります。
- 国保の減額調整措置を見直し、各自治体における新たな子ども医療の支援制度を拡充します。
- 妊娠から子育てまで、切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を全国に設置します。

●不妊治療への助成のさらなる拡充、低所得層への給食費の補助の充実や子ども医療費の無料化、幼児教育無償化を推進します。

## 8 科学技術・文化芸術・スポーツ

●未来の経済社会のカギとなるAI(人工知能)やIoT等の研究開発を推進し、将来の情報化社会の便益を国民一人ひとりが享受できるようにします。



- 子どもたちの夢と未来のために、文化・芸術・スポーツ等の体験型事業、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。また、若手芸術家等の人材育成、文化財の保存・活用・継承などを通じ、我が国の文化芸術の基盤を強化します。
- 世界が注目し国民に夢と希望を与える2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という)の成功をめざし、トップアスリートの育成・支援など国際競技力の向上や施設整備などを加速化させます。
- 東京大会を契機として障がい者への理解が一層進み、障がい者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、障がい児・者のスポーツ活動の推進、障がい者スポーツに対する理解促進、障がい者スポーツの推進体制の整備等の取り組みを強化します。
- 東京大会の成功に向けてスポーツを通じた取り組みだけでなく、障がい者芸術を含む文化プログラム・日本遺産・ホストタウンを推進します。
- 東京大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、教育・普及啓発活動をはじめとした国内アンチ・ドーピング体制の整備・強化に、関係機関と連携しつつ取り組みます。また、世界ドーピング防止機構(W

ADA)において日本はアジアで唯一の常任理事国であり、アジアのリーダーとして国際アンチ・ドーピング体制の強化についても積極的に取り組みます。

## 9 環境・エネルギー戦略

- 地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」の早期発効をめざします。
- 「パリ協定」で国際社会に約束した我が国の温室効果ガス26%削減の達成に向け、地球温暖化対策計画の着実な実施を推進します。
- 日本が世界に誇る優れた低炭素技術の海外展開を通じて、日本企業の低炭素技術の世界市場拡大を図り、「パリ協定」で位置付けられた二国間クレジット制度(JCM)を積極的に活用し、我が国の削減目標をさらに高めるとともに、地球規模での排出削減に一層貢献します。
- 近年の災害等における教訓・知見を踏まえ、災害時に発生する廃棄物を円滑に処理する体制を確保するとともに、地震や水害により廃棄物処理施設が稼働不能とならないよう、施設の耐震化や浸水対策等を推進します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ヒートアイランド対策や熱中症対策、PM2.5対策などを推進し、アスリートや観客に対する良好な環境づくりを促進します。
- 温室効果ガス削減のために、再エネの最大限の導入や優れた省エネ製品の導入を促進します。また、再エネの全国的な広域融通の拡大や開発期間の短縮、電力システム改革の実行による電力産業・市場の活性化を通じて、再エネ導入による国民の負担軽減を図ります。
- CO<sub>2</sub>フリーの「水素社会」実現に向けて、まずは、エネファームなどの水素を利用した家庭用燃料電池システムの低コストでの導入促進をめざします。また、燃料電池自動車などを普及させるとともに、水素ステーション設置を強力に推進し、事業の自立化に取り組みます。
- 次世代の高効率火力発電や水素発電の本格導入に向

けた研究・技術開発を促進するとともに、風力や地熱、バイオマス発電などの地域資源を活用した取り組みを強力に支援し、地域主導の自立・分散型低炭素エネルギー社会を構築します。



- 高効率火力発電や優れた省エネ機器、再エネ発電システム等を新興国に積極的に輸出し、我が国の先進的な技術を通じて世界の課題解決に貢献するとともに、世界全体の温室効果ガスの削減につながるよう戦略的に取り組みます。
- 電力小売自由化及び、2017年4月から始まるガスの小売自由化に伴う消費者トラブルを未然に防止するため、事業者の適切な勧誘活動の推奨や消費者への注意喚起、相談体制の強化を図ります。
- 原発の新設を認めず、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化を図り、原発に依存しない社会・原発ゼロをめざします。原発立地地域の財政・経済雇用対策に万全を期します。再稼働については、原子力規制委員会が策定した厳格な規制基準を満たしたうえで、立地自治体等関係者の理解を得て判断します。また、地域住民の不安を一掃するような自治体の避難計画が充実したものとなるようしっかりと支援します。高レベル放射性廃棄物の最終処分問題については、科学的な知見を踏まえ、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めます。実現に向けては、関係住民や国民の理解と協力を得ることが重要であり、情報公開の徹底等を図りつつ、国が責任を持って進めます。



# 2 若者・女性が活躍できる 希望社会へ

—働き方改革の断行

## 1 長時間労働の是正、有給休暇の取得促進

● 過労死等の防止や長時間労働是正のため、勤務終了時から翌日の始業時まで一定の休息時間を設ける「勤務時間インターバル規制」について、企業における自主的な取り組みを推進するとともに、36(さぶろく)協定における時間外労働規制の在り方について、上限規制の導入を含め検討を進めます。

● 月曜前半休の促進など、働き方・休み方改革を進め、半日単位・時間単位も含め、休暇を取得しやすい環境整備を促進します。

## 2 仕事と子育て・介護の両立を進める環境整備と職場復帰支援

● すべての女性が輝き活躍できる社会へ。管理職を中心とした職場内の意識改革や法令・制度の周知徹底等を図りつつ、長時間労働を減らし、育児介護休業の取得を推進するなど、仕事と子育てや介護が両立しやすい職場環境づくりを推進します。

● 短時間勤務やテレワークなど時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。

● 女性活躍推進法の施行を踏まえ、従業員301人以上の企業のみならず、できる限り多くの企業が主体的に行動計画の策定に取り組むよう推進します。また、

トップ自ら女性活躍に取り組むムーブメントの全国拡大、女性活躍を推進する企業が資本市場で評価されるよう女性役員情報の提供の充実を図ります。政治分野、行政分野等における女性の参画拡大を推進します。

● 「女性起業家等支援ネットワーク」を全国的に構築し女性起業家支援を強化します。

● 性差医療の研究を進める拠点の創設、女性の健康に関する相談体制の強化など生涯を通じた女性の健康を包括的に支援するための法律を整備します。

● マタハラやセクハラを未然に防ぐために相談窓口を設置するなどし、対策を強化します。

## 3 保育所、放課後児童クラブの待機児童ゼロの推進

● 待機児童を解消するため、小規模保育や事業所内保育などの新たな受け皿を拡大します。また、賃金引き上げやキャリアアップ支援等の処遇改善、短時間勤務や育児休業取得など保育士が働きやすい環境整備などを通じ、保育人材の確保を進めます。

● 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合

プラン」を着実に実施します。

## 4 返済不要の「給付型奨学金」の創設、無利子奨学金の拡充、就学援助

● 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免等の支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、給付型奨学金を創設します。

● 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消します。低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにします。返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進します。

● 高校生等が安心して教育を受けられるよう返済不要の「奨学のための給付金」を拡充します。

● 家庭の経済状況が厳しい小学生・中学生への支援を強化し、学習支援費などの新たな援助項目の創設や、ランドセル代や制服代など新入学児童生徒学用品費等の援助単価の引き上げなど、就学援助を充実します。また、家計の急変により私立学校に通うことが困難となった児童生徒等に対する補助制度を創設します。

若者・女性が活躍できる希望社会の実現へ、長時間労働を是正し、仕事と子育て・介護などが両立しやすい職場環境づくりを進めるなど、働き方・休み方改革を断行します。

また、待機児童問題の解消や女性の健康支援、奨学金制度の拡充を含めた教育機会の充実などに取り組むとともに、障がい者の就労や生活支援、難民支援や性的マイノリティーへの理解増進を図るなど、すべての“ひと”の人権が尊重され、その活躍を支える社会づくりを推進します。

## 5 結婚支援、新婚世帯の生活支援

● 国民希望出生率1.8をめざして、地域の働く力、結婚要因、夫婦の協働力や家族や地域のきずな力等の要因分析を地域ごとに行い、それぞれの地域における働き方改革や乳幼児支援の体制づくりを進める地域アプローチを進めます。

● 若者の結婚の希望をかなえるため、マッチング支援や情報提供、相談体制の構築など、都道府県や市区町村の実情に応じた結婚支援への取り組みを支援します。また、住生活の充実等、新婚世帯の生活支援に取り組みます。

## 6 若者政策を担当する大臣・部局の設置・明確化、被選挙権年齢下げめざす

● 若者政策を担当する大臣・部局の設置・明確化、審議会等への若者の登用、「若者議会」の開催を推進します。また、被選挙権年齢の引き下げをめざします。

● 若手や女性の研究者等が大学や研究機関、企業等で活躍できる環境を整えることで、「人材立国(一億総活躍社会)」に貢献します。また、ノーベル賞につながるような画期的成果を生み出す基礎研究・学術研究を強力的に推進します。

● 過酷な労働など若者の使い捨てが疑われる「ブラッ

ク企業」と「ブラックバイト」について、法改正を含めて対策を強化します。

●携帯電話をもっと安く使いやすく。無料で使える公衆無線LANの整備、多くの事業者の参入を促すなど、通信環境の向上を進めます。

## 7 教育の充実と学校環境の整備促進

●すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化を推進します。また、その担い手である幼稚園教諭等の待遇改善をはじめとする人材確保策を図ります。

●子どもたち一人ひとりの学習課題等に応じた、よりきめ細かい教育を実現するため、長期的な視点に立った教職員定数の計画的な改善に取り組めます。

●「チーム学校」の導入を積極的に進めるとともに少人数学級及び少人数教育の一層の定着化に取り組み、教員と学校現場の質の向上を図ります。また、子どもの命を守るセーフティプロモーションスクール（事件や事故、災害から子どもを守るため、安全な教育環境の

整備に取り組む学校を認証する制度）の仕組みの普及を推進します。

●いじめや不登校、中退等の困難を抱える子どもたちに対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、児童支援専任教諭等の配置拡充をはじめとした学校の教育相談体制の強化等を進めます。

●不登校の子どもたちが安心して学びを再開できるよう、教育支援センター等への支援拡充、特別な教育課程を編成することのできる不登校特例校等の活用などの支援を促進します。また、高校を中退して進路変更を希望する生徒のため、高等学校と地域若者サポートステーション等の関係機関が連携・協働し、学校段階から切れ目のない支援を実施します。

●社会に出て活躍できる人材や高度専門人材を育成するため、大学や専門学校等における学びの充実を図ります。

●未来を担う子どもたちや青少年が、様々な体験を通



じて、未来を切り開く力を身に付けるため、自然体験活動、文化芸術体験活動、職場体験活動などの体験活動を推進します。

●多様な学習ニーズに対応した学びの場として、フリースクール、夜間中学、地域未来塾（地域における原則無料の学習支援）への支援に取り組めます。

●学生がグローバルな環境で学べるよう、海外留学への経済的支援の拡充、大学の国際化への支援、留学生の受け入れ増加や留学生との交流を強力に推進します。

●農林水産業の担い手育成のため、農林水産高校における実践的な職業教育の一層の充実を図り、時代の変化に対応した実験・実習設備の整備、農林水産業に関する知識・技術に精通した外部専門家の活用、農家等での実習など教育環境の改善・充実を図ります。また、農林水産高校に対する中学生などの理解・関心を高める取り組みをさらに推進します。

●学校の老朽化したトイレの改修や、空調の設置を進めるなど、子どもが安全・快適に学べる教育環境へ改善を図ります。また学校施設は、地域コミュニティの拠点ともなり、災害時には地域の避難所としての役割

も果たすため、安心して子育てができ、高齢者や障がい者も集える環境確保へ、老朽化対策、防災機能の強化、バリアフリー化等に取り組めます。

●公立小中学校の学校施設の耐震化（天井や窓ガラスなど非構造部材を含む）を100%実現するとともに、公立校に比べて遅れている私立学校や国立大学等の耐震化も推進します。

## 8 障がい者の活躍

●障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を進め、農福連携やテレワークなどの就労支援及び定着支援に取り組むとともに、発達障がい児・者の地域支援体制を強化します。

●発達障がいも含めた障がいのある子どもが早期から継続的に適切な教育や必要な支援を受けられるよう、各地域で教育・医療・福祉・就労等の関係部局・機関が連携し、発達障がいなどの早期発見・早期療育支援、保育・学校教育・社会教育・就労等を通じた情報の適切な共有・引き継ぎ等、乳幼児期から就労期まで一貫した支援の仕組みづくりを推進します。

●障がい児が幼児期から身近な子ども子育て施設を利

用できるよう推進するとともに、ライフステージに応じて、能力、特性を踏まえた専門的で十分な教育を受けられるよう、特別支援教育を担当する教員をはじめ、すべての教職員の資質能力、専門性の向上を促進します。一人ひとりのニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備、通級指導の拡充や特別支援教育コーディネーターの専任化のための教職員定数の改善、高校での通級指導の制度化及び体制整備、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の義務化の検討、特別支援教育支援員の配置促進など、障がいのある子と障がいのない子が共に学ぶことをめざすインクルーシブ教育の支援体制を整備します。

●学習に困難を抱えている子どもたちの学びを支援するため、デジ教科書などのデジタル教材等を支給する仕組みを制度化するとともに、ICTの積極的な活用を推進します。

●障がいがあっても大学等の高等教育機関において質の高い教育を受けることは重要であり、各地域において中心となる大学を選定し、財政支援を拡充し、障がいのある学生の修学・就職支援のための当該地域における「センター」の形成を推進します。

●新生児聴覚スクリーニングにより、聴覚障がいのある子どもを早期に適切な治療や療育につなげる体制を整備します。

### 9 人権、性的マイノリティーの支援

●成年後見制度が、必要とする方に十分利用されていない状況を改善するため、公明党主導で成立した成年後見二法に基づく施策を着実に実施し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重などの成年後見制度の理念を踏まえつつ、制度の改善、権利制限（欠格条項）の撤廃、人材の育成、不正防止対策などを進めることにより、成年後見制度の適切な利用を促進します。

●急増する難民申請者問題に対応するため難民認定制度を適正化するとともに、認定難民及び人道的配慮等で保護された外国人への日本語支援等、公的支援を強化します。

●ヘイトスピーチなど、本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由として行われる不当な差別

的言動を解消するため、人権教育及び人権啓発等の取り組みを強化します。

●住宅付近をみだりにうろついたり、SNS等を通じたストーカー行為を禁止するため、ストーカー規制法を再改正します。また、DV・ストーカー・性暴力被害者の保護並びに自立支援を拡充するとともに、被害者支援団体への財政支援を充実します。

●各都道府県に少なくとも1カ所、性犯罪等被害者支援のワンストップ拠点を整備します。

●夫婦の姓（氏）について、2015年の最高裁判決理由の趣旨に鑑み、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓の導入の実現に向けて議論を進めます。

●国連人権理事会決議やオリンピック憲章に基づき、性的指向や性自認を理由とする差別のない社会をめざし、性の多様性を尊重し、性的マイノリティーへの理解の促進を図ります。そのための法整備を推進します。

●性同一性障害特例法の見直しを含め、性別適合手術の保険適用化や安心して使えるトイレの普及など、性同一性障害の当事者が、医療や職場、学校などで抱える困難の解消を図ります。

●「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施」（教職員向け手引き）を基に、教員向けの研修の強化、相談体制の充実などを図ります。

### 10 寄付文化などの推進

●個人資産（土地・建物・美術品等）を公益法人・NPO法人等に贈与・遺贈する際に障壁となっている、みなし譲渡所得非課税特例措置等を見直すとともに、国や地方自治体によるイベントを活用した普及・啓もう活動や学校教育における寄付教育などを推進し、寄付文化を推進します。

●毎年600億円程度発生する金融機関の休眠預金を子ども・若者・生活困窮者支援や地域活性化などに取り組むNPO等の活動の支援に充てる制度を整備します。



# 3 安心できる 社会保障実現へ

—福祉人材の確保、健康・活動寿命の延伸を—

年金、医療、介護、子育て支援などの社会保障制度の充実とともに、それを支える“ひと”がいてこそ、安心できる制度の基盤が構築されます。人材不足が指摘される中、処遇の改善、業務負担の軽減、資格取得支援など総合的な取り組みを通じて、保育・介護・障がい者福祉サービスを担当する人材の養成・確保を進めます。また、個人の予防・健康づくりの推進や高齢者が希望に応じて働き続けられる就労環境の整備とともに、認知症対策、がん対策、難病対策の強化や地域包括ケアシステムの構築などを通じて、生活の質の向上を図り、健康・活動寿命の延伸に取り組めます。

### 1 保育や介護従事者の賃金引き上げなど処遇改善、キャリアアップ支援

●保育士・介護福祉士など介護従事者・障害福祉サービス等の従事者といった今後の福祉人材の確保のため、待遇改善や専門性の確保など総合的な取り組みを進めます。

●必要な地域医療介護総合確保基金を確保の上、介護職のイメージアップや参入促進など、介護人材のすそ野を広げる取り組みを進めるとともに、介護人材の

キャリアアップのための研修等の支援を強化します。

●専門性を高めるためマネジメント、管理、ソーシャルワークなどのスキルを持つ認定介護福祉士等の制度を導入します。

### 2 業務負担の軽減と生産性の向上

●介護事業所等のICT化による業務の効率化、情報の共有化を進め、介護従事者等の負担軽減とサービスの質・生産性の向上を図ります。



- 新たな機器の開発や見守りを含めた介護ロボット等の効果的な活用により、高齢者や家族等の負担を軽減するとともに、ロボット介護機器の海外展開を推進します。



### 3 再就職支援や資格試験制度等の見直し

- 介護離職ゼロに向け、介護従事者の待遇改善や再就職支援、介護福祉士養成や学生等に対する支援などで必要な人材を確保します。

- 保育人材や介護人材など潜在的な有資格者の再就業促進を図るため、福祉人材センターにおける支援体制を強化します。離職した潜在有資格者の登録制度の活用や再就職準備金の貸付制度、短時間正社員制度の推進などにより、再就業を支援します。

### 4 健康・活動寿命の延伸

- 特定健診の充実や効果的な取り組み（先進事例）の普及拡大など、生活習慣病の重症化予防を図ります。

- 保険者によるレセプト・健診データ等を活用したデータヘルスの推進、ヘルスケアポイントの付与等のインセンティブ措置の導入など、個人の予防・健康づくりを推進します。

- がん検診受診率50%の達成、緩和ケアの推進、がんになっても働ける環境づくり、がん教育の普及など、がん対策を進めます。

- オリンピック・パラリンピック開催地で“常識”になっている受動喫煙防止対策を進めます。

- 介護支援にポイントを付与する「ボランティア・ポイント」の普及促進や元気な高齢者への「お元気ポイント」付与をめざします。

- 定年延長など高齢者の雇用確保に取り組む企業に対する支援を拡充するとともに、ハローワークにおける就労支援の充実やシルバー人材センターの機能強化に取り組みます。

- 多様な活躍・就労の場づくりを推進するため、高齢者を含めた多様な人々が自発的に集まって、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなど経済活動を分野横断的に統合型で運営でき働ける新たな法人制度を創設します。

- 認知症高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、徘徊等に対応できる見守りネットワークの構築や認知症サポーターの養成を進めるなど、認知症高齢者とその家族を社会全体で支える総合的な取り組みを強化します。

### 5 地域包括ケアシステムの構築

- 誰もが住み慣れた地域で安心して老後を暮らせるために、医療、介護、住まい、生活支援サービス等の支援を地域の中で一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を加速します。

- 急増する高齢者のニーズに対応し、生活支援サービスなどを確保するため多様な担い手による地域の支え合いの体制づくりを進めるため、地域医療介護総合確保基金を活用し、各自治体の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の取り組みを支援します。

- 高齢、障がい、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、多様化・複合化する地域のニーズに対応するため地域共生型の福祉サービスが必要となっており、それぞれの地域の実状を踏まえた地域包括型の支援体制の整備を進めます。

- 低廉な家賃で適切な介護サービスや生活支援サービスが受けられるサービス付き高齢者住宅などの整備を

進めるとともに、認知症が疑われる早期の段階から家庭訪問を行い、本人・家族の支援を行う認知症初期集中支援チームの全市町村設置を促進します。

### 6 がん対策の強化

- がん対策をさらに強化するため、がん対策推進基本計画に基づき、がん検診受診率50%以上の達成をめざします。

- 放射線療法・化学療法の普及と専門医を育成するとともに、患者の負担を軽減するため、がんを担当するすべての医師へ緩和ケア研修を実施し、小中高校生など学校におけるがん教育や、スタートしたがん登録の周知等にも取り組みます。

- がんになっても働き続けられる社会の構築をめざし、がん患者の就労支援に加え、相談体制や経済支援の強化、NPO法人等の育成支援に取り組みます。

- がんの第4の治療法とも期待される免疫療法等の研究開発を支援します。

### 7 難病対策の推進

- 医療費助成の対象を大幅に拡大した難病関連二法（難病医療法、改正児童福祉法）に基づく「基本方針」を踏まえ、さらなる指定難病の対象拡大、医療提供体制の構築、効果的な治療法の研究開発、相談・就労支援、子どもの自立支援事業など、難病対策を強力に推進します。

- 「軽度外傷性脳損傷」「線維筋痛症」など国民から新たな「疾病」として確立の要請が強い病態への対策を総合的に進めます。

※難病関連二法の成立により、医療費の助成対象が従来の56（患者数約78万人）から306疾病（同約150万人）、子どもの難病（小児慢性特定疾病）は514（患者数約11万人）から704疾病（同約15万人）と、大幅に拡充されました。

### 8 アレルギー疾患対策の推進

- 2014年に成立した「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、国の基本方針を策定するとともに、都道府県においては推進計画の策定を促進します。

- 全国どこでも適切な医療が受けられる医療機関の整備、専門的知識を有する医師・薬剤師・看護師・保健師・栄養士などの育成、学校の教職員等に対する研修、患



者・家族に対する相談体制の整備、効果的な予防・治療法の研究開発、大気汚染の防止や食品表示の充実など、アレルギー疾患対策を強力に推進します。

### 9 総合的な肝炎対策を推進

●地域における専門治療施設の整備や、肝硬変・肝がんの医療費助成、治療薬の研究開発、検診体制の強化など総合的な肝炎対策を推進します。

### 10 再生医療の安全性確保と推進

●世界に先駆けて、国民が「i P S細胞」等による再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするため、先進的な研究開発への助成等の支援、臨床研究や治験環境の整備、承認審査の迅速化、専門的知識を有する人材の確保と養成などを推進します。

●骨髄バンク、さい帯血バンクの運営に必要な予算を十分確保するとともに、患者・ドナー情報登録支援事業を着実に推進します。あわせてi P S細胞ストック構想に、さい帯血を活用するために必要な体制整備に取り組みます。

●i P S細胞等を用いた再生医療研究やがん研究、感染症研究を加速し、健康長寿社会の実現に貢献します。



### 11 感染症対策の推進

●ワクチンや治療薬開発の研究体制整備を強化するため、エボラウイルスをはじめとする一種病原体等を取り扱うBSL-4施設の指定及び稼働について、地域住民及び関係自治体の理解を得つつ、取り組みを進めます。

### 12 無年金者対策の推進

●年金の受給資格期間を25年から10年に短縮し、今まで年金を受給できなかった人も、保険料を10年間納めていれば年金が受け取ることができるように推進します。

### 13 低所得の年金受給者への支援強化

●低年金者への福祉的な措置として、最大月額5000円(年6万円)を支給する「年金生活者支援給付金」の早期実施をめざします。

●さらに、同給付金の実施状況等を踏まえ、さらなる拡充を検討するとともに、障害基礎年金の加算など所得保障の充実に取り組みます。

### 14 被用者年金の適用拡大等

●社会保険における格差を是正するため、2016年10月から開始される被用者年金の適用拡大について、さらなる拡充を図ります。

●厚生年金等の未加入問題に取り組むとともに、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入による「免除制度」の確実な適用を図るなど、国民年金等の未納・未加入問題の解消へ取り組みます。

### 15 低所得高齢者の介護保険料の負担軽減

●低所得高齢者(65歳以上)の介護保険料について、軽減措置の強化にさらに取り組みます。

### 16 自殺防止対策

●改正自殺対策基本法に基づき、地方自治体での自殺対策基本計画策定を進めるとともに、若者の自殺予防教育を一層推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざします。



# 4 平成28年熊本地震、東日本大震災からの復興へ

—安全・安心な国づくりをめざし、防災・減災ニューディールを推進

近年、東日本大震災、広島市の土砂災害、茨城県常総地域の大水害、御嶽山の噴火、そして、本年の平成28年熊本地震など、想定を超える大規模な自然災害の発生により、甚大な被害が続いています。迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災ニューディールの着実な推進が今こそ求められています。

## 1 平成28年熊本地震からの復旧・復興の加速化

●被災者の方々に寄り添いながら、安心できる住まいの確保とともに、生活再建支援を加速します。特に高齢者・障がい者・子ども等の災害弱者に対し、旅館・ホテル等、福祉避難所の積極的活用を進めます。また、緊急スクールカウンセラー等派遣の追加配置や、教職員の特別加配措置などを行い、被災した児童生徒の心のケアや健康相談などに取り組みます。

●道路や橋梁、砂防・港湾施設などのインフラ復旧事業を加速します。

●中小・小規模事業者、農林水産業を営む方々の施設等の早期復旧とともに、事業再建支援を加速します。

●熊本城などの重要文化財、観光施設等の復旧や、観光業の再建支援とともに、国内外へ九州の観光地に関する

正確な情報発信や、九州をターゲットとした集中的プロモーション活動などを展開し、九州全域の観光振興に全力で取り組みます。また、九州を目的地とした九州観光支援旅行券の発行とともに、熊本・大分を中国人観光客向けマルチビザの発給対象とすることにより、九州への旅行需要を喚起させ地域経済の底上げを図ります。

●地震等の被災地で空き巣被害が相次いだことを踏まえ、災害時の留守宅を狙った窃盗犯罪の抑止力を高める方策を検討します。

## 2 新しい東北の展望を開く「復興・創生」を推進

●被災者の方々に寄り添いながら、心身のケアや生きがいづくり、地域コミュニティの形成など「心の復興」を進めるとともに、住宅再建を着実に推進します。

●農林水産業をはじめとする産業復興支援や「東北観光復興」など生業再生・雇用創出など被災者の状況に応じたきめ細やかな伴走型生活支援を強化します。

### 3 東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策を安全、着実に実施

●東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進めるとともに、中間貯蔵施設の整備・搬入を加速します。

●避難指示区域内の除染、医療施設・生活拠点・インフラを復旧するとともに、帰還困難区域についても地元の意向に沿った復興策についての検討を加速し、ふるさと帰還の環境整備を進めます。

### 4 「福島イノベーション・コースト構想」の実行による雇用創出と地域再生

●公明党提案の「福島イノベーション・コースト構想」を着実に実現し、地場企業を活用してのロボット関連や新エネルギー等の最先端産業を集積するとともに、風評被害対策として農林水産品の「ふくしまブランド」を育成します。国内外の人材が集い、活力あふれ、世界が矚目する福島の地域再生を実現します。

### 5 多様化する自然災害に対する強い国づくり

●防災・減災ニューディールを推進し、道路や橋、上下水道、学校施設などインフラの長寿命化・老朽化対策や大規模地震における出火防止のための感震ブレーカーの設置などのハード面対策を進め、災害に強い国づくりとともに国内需要や雇用の創出にもつなげます。

●地震・火災・豪雨等の大規模災害に備えた防災・減災対策に係る研究開発を強化し、災害発生時の、より速やかな初期対応を可能にするため、「災害庁」(日本版FEMA＝緊急事態管理庁)の設置を視野に、災害対策を担う専門的な人材の確保を図ります。

●地震・火災・豪雨等の大規模災害に備えた防災・減災対策に係る研究開発を強化し、世界一安全な国をめざします。

●ドクターヘリや消防防災ヘリの整備を通じて、どのような災害にも対応できる体制を構築します。また、関係省庁が一体となって不足する操縦士や整備士の育

成・確保に取り組みます。大都市部は医師が10分以内に現場到着するドクターカーの普及を図ります。

●首都東京で、いかなる事態が発生した場合にも停止しない、あるいは、即座に復旧できるような防災面の強化を図るとともに、東京の中核機能の代替性・多重性の確保のため、中核機能を東京以外で一時的に代替するバックアップ体制の構築・強化を図ります。

### 6 地域防災力の向上と、防災拠点の整備

●被災者支援システムを全国の地方自治体に完備することをめざすとともに、女性や若者の加入・促進による消防団の充実・強化、学校区単位の自主防災コミュニティの組織化・訓練の実施、防災マップの作成等のソフト面対策を進め、地域防災力の向上を図ります。

●大規模水害から住民の命と暮らしを守るために、自治体の枠を超え流域ごとのタイムライン作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ります。

●火山噴火時における住民や登山客の安全を確保するため、噴火の危険性の高い活火山における避難計画の作成を推進します。

●防災拠点としての市区町村役場の耐震化の促進、防災拠点に災害に強い公衆無線LANを設置し、スマホなどで家族の安全確認や緊急連絡、緊急情報を得ることができるようにします。災害時におけるトイレ機能を確認するため、避難所等におけるマンホールトイレの整備を促進します。



# 5 安定した平和と繁栄の対外関係

—外交の充実と経済連携、国際貢献の推進

米国・中国・韓国との外交関係を強化します。また、TPPなどの経済外交を押し進めるとともに、核兵器廃絶、人間の安全保障の推進などといった国際貢献にも積極的に取り組みます。

### 1 「核兵器のない世界」の実現

●核軍縮・核不拡散を推進するため、核不拡散条約(NPT)の体制強化を進めます。我が国は唯一の戦争被爆国として、核保有国と非核保有国の橋渡し役を努めるべきであり、核廃絶に向けての具体的な措置を積み重ねることにより、核兵器禁止条約(NWC)を含む、「核兵器のない世界」に向けた様々な法的枠組みの実現に向けた取り組みを進めます。

### 2 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」と「人間の安全保障」の推進

●「人間中心」「誰一人として取り残されない」との人間の安全保障の理念が反映された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」を推進します。政府推進本部のもと、国際社会、民間企業やNGOなどの多様な主体とともに、目標達成のためODAの拡充

を含め、積極的に取り組みを進めます。

●シリア難民などの留学生受け入れなどを通じた中東地域の安定化や、感染症対策や保健システム強化などの国際保健分野の課題解決に、人材育成や人道支援を進めます。また、我が国の強みである防災分野や質の高いインフラ輸出など知見や技術を活かした国際貢献も積極的に進めます。

### 3 成長力を高める経済外交の推進と平和安全法制の着実な運用

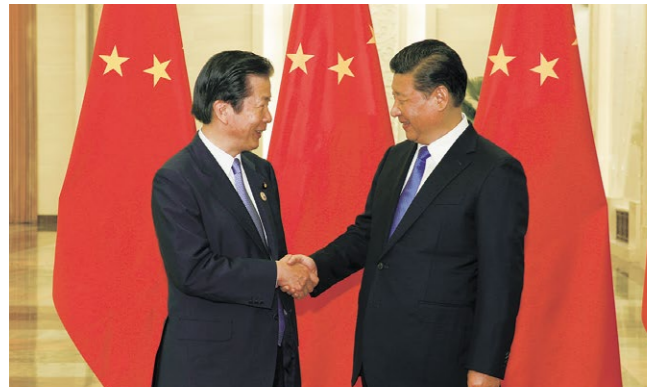
●アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の実現も視野に、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の早期発効、日中韓自由貿易協定(FTA)や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の交渉に取り組むとともに、日EU経済連携協定(EPA)など貿易ルールづ

くりを積極的に進めます。また、投資協定等の締結を進め、ODAを活用しつつ、海外でのビジネス環境を改善します。また、G7諸国等と協調しながら為替の安定に努めます。

● 不断の外交努力と平和安全法制の両輪によって、戦争を未然に防ぐための抑止力を高めるとともに、国際社会の平和と安全のために一層の貢献を果たします。平和安全法制については、自衛隊員の安全確保を含め法の趣旨を踏まえた着実な運用に努めます。

#### 4 日米関係の強化

● 日米両国は基本的価値観を共有する同盟国であり、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は日本外交の基軸です。経済、文化、教育、人的交流、安全保障など幅広い分野について協力を一層強化します。



#### 5 日中、日韓関係の改善

● 2015年の日中首脳会談等を踏まえて、継続的な首脳会談をはじめハイレベル交流などを活性化させるとともに、議員交流、青少年交流などの人的交流や経済、環境など様々な分野の実務的協力を進め、戦略的互惠関係を発展させます。

● 中国による海洋進出に対しては国際法に則った対応を求めていくとともに、日中間の偶発的な衝突回避のため、「海空連絡メカニズム」の早期運用開始など、不測の事態に対する未然防止の仕組みをつくります。

● 一連の日韓首脳会談や外相会談等を踏まえ、合意内容を着実に実施するとともに、政治、経済、安全保障、文化など様々な分野における協力関係や人的交流を強化・拡大し、未来志向で重層的な新たな日韓関係の構築に取り組みます。

#### 6 アジア太平洋地域の平和と繁栄の構築

● 地理的に近く歴史的に深い関係があるアジア太平洋地域とは、地域の平和と発展を共にめざすとの立場から協力を進めます。そのために、基本的価値と戦略的利益を共有するパートナー各国との関係を一層強化します。ASEAN諸国のインフラの整備と人材育成についての協力を強化し、南西アジア地域との関係も深めます。

#### 7 北方領土問題解決へ向けた取り組み

● 北方領土問題につき、今までの発想にとらわれない「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進め、平和条約の早期締結をめざします。ロシアとの経済、安全保障面の対話と協力や、文化・人的交流を推進します。

#### 8 北朝鮮問題解決へ向けた取り組み

● 日朝関係については、拉致問題の解決なくして国交正常化なしの基本姿勢の下、一日も早い全面解決に向けて全力で取り組むよう政府に求めます。北朝鮮による核実験、ミサイル発射等の挑発的行為に強く抗議し、北朝鮮に対し国連安保理決議の履行を求めつつ、「対話と圧力」、「行動対行動」の基本方針で問題解決に向けて取り組みます。



## 6 政治改革と行財政改革

#### 1 政治資金規正法の監督責任の強化

● 政治資金規正法を改正し、秘書など会計責任者への政治家の監督責任を強化します。会計責任者が政治資金収支報告書の虚偽記載などの違法行為を行い、議員が相当の注意を怠った場合、公民権を停止し失職させることができるようにします。

#### 2 公会計改革と財政の見える化

● 国や地方自治体の会計に複式簿記・発生主義の導入や固定資産台帳の整備を推進することにより財政を「見える化」し、予算を執行するだけの「運営」から、限られた資源を有効に活用する「経営」へと行政の転換を図ります。

#### 3 行政サービスの向上と効率化

● マイナンバー制度を活用し、年金や医療保険等の手続き、児童手当等の福祉給付、税の確定申告など、幅広い分野の行政サービスを、国民自らがいつでも簡単にワンストップで利用することが可能になるようにします。

● 災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築及び徹底した行政経費の削減、効率的な行政運営を実現するため、地方自治体の業務システムのクラウド化を推進します。加えて、統計のオープンデータの拡充と高度化に取り組み、自治体や民間企業等が有効に活用できる環境を整備します。



# 公明党



公明党の政策について、詳しくは

[www.komei.or.jp](http://www.komei.or.jp)

※本パンフレットでは、障がいを持つ方の人権を尊重し、現行法令や現行施設・制度等以外のすべての表記を「障がい」といたします。